

第6章 高齢者の生活環境の整備

1 福祉環境の整備

現状・第8期計画の評価

<地域支援事業>

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、市町村が実施する地域支援事業として、総合相談支援や権利擁護、福祉用具・住宅改修支援など、自立した日常生活を支援するための様々な事業が実施されています。

<施設の整備>

老人福祉法に基づいた施設整備については、多様な生活課題を抱える高齢者の住まいの確保に対応できるよう、地域の実情に応じ、必要なサービスの確保を図る必要があります。

◇老人福祉法上の施設

サービスの種類	サービスの内容
養護老人ホーム	環境上及び経済的な理由により家庭で生活することが難しい65歳以上の高齢者を入居させる施設。
軽費老人ホーム	60歳以上（夫婦のどちらかが60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な方が低額な料金で利用できる施設。
ケアハウス	身体機能の低下等により独立した生活に不安がある60歳以上の高齢者が入所する施設。
経過的軽費老人ホーム	A型：給食サービス提供あり、B型：原則自炊
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、介護の提供、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかの供与を行う施設。

- 養護老人ホーム
 - ・ 入所者の生活の質の向上のため、改築にあわせて大部屋を解消し、施設の個室化の整備を進めています。
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）
 - ・ 経過的軽費老人ホームについては、今後、改築に合わせてケアハウスに一元化していくことになっています。
 - ・ ケアハウスについては、ひとり暮らし等の生活に不安のある高齢者の受け入れ施設だけではなく、高齢化により、要介護者の受け入れ施設としての役割も重要となっています。

- 有料老人ホーム
 - ・ 要支援・要介護者にも対応した有料老人ホームが増えており、要介護者の介護施設としての役割も大きくなっています。
 - ・ 有料老人ホームの運営については、愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき入居者の福祉が図られるよう指導しています。

◇老人福祉法上施設の定員数（各年度4月1日現在）

サービスの種類	2021年度			2022年度			2023年度		
	施設数 (か所)	定員 (人)	入居者 数(人)	施設数 (か所)	定員 (人)	入居者 数(人)	施設数 (か所)	定員 (人)	入居者 数(人)
養護老人ホーム	31	2,055	1,809	31	2,035	1,795	31	2,035	1,783
軽費老人ホーム	99	4,183	3,930	99	4,183	3,910	99	4,183	3,886
ケアハウス	92	3,493	3,320	92	3,493	3,302	92	3,493	3,282
経過的軽費老人 ホーム(A型)	7	690	610	7	690	608	7	690	604
有料老人ホーム	937	31,949	27,451	1,004	33,978	28,612	1,091	36,485	30,280

基本方針

<地域支援事業>

- 高齢者の自立した日常生活を支援するため、地域支援事業が適切に実施されるよう市町村を支援します。

<施設の整備>

- 養護老人ホームについては、入所者の生活の質の向上のため、施設の個室化の整備を進めます。
- 軽費老人ホームについては、ケアハウスに一元化していきます。
- 有料老人ホームについては、愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、入居者の福祉の増進を図ります。
また、市町村とも連携し、質の確保を図るとともに、未届の有料老人ホームの解消に努めます。

2026年度までの目標

<地域支援事業>

- 市町村が実施する地域支援事業が充実されるよう支援します。

<施設の整備>

- 養護老人ホームについては、改築に合わせて大部屋を解消し、施設の個室化の整備が進むよう支援するとともに、市町村に対し措置制度の適切な活用について周知していきます。

- 軽費老人ホームについては、経過的軽費老人ホームであるA型の改築に合わせてケアハウスとしての整備が進むよう支援するとともに、安定した運営が行えるよう運営費補助を継続します。
- 有料老人ホームについては、愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき入居者の福祉が図られるよう指導を行うとともに、未届の有料老人ホームについては届出に向けた指導を行います。

2 高齢者住宅の整備とリフォーム

現状・第8期計画の評価

<既存住宅のバリアフリー化>

- 既存の持ち家については、介護保険制度を活用した住宅改修などによりバリアフリー化を促進するほか、住宅リフォームに関する相談窓口の設置や住宅リフォームに関する支援制度などの情報提供を行っています。(相談窓口を全市町村で設置)
- 既存の民間賃貸住宅については、国の補助制度等を活用したバリアフリー化への改修を促進しています。
- 既存の公営住宅については、高齢者向け住戸への改善やエレベーター設置等の共用部分の改善を推進しています。(県営住宅全体のバリアフリー化率は2022年度時点で58.8%)

<高齢者向けの賃貸住宅の供給>

- サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング等、バリアフリー仕様の住戸に緊急通報装置や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給を促進しています。
- 公営住宅等については、高齢者世帯等の小規模世帯向け住宅や、老人同居・大家族向け住宅を一般世帯向け住宅と併せてバリアフリー仕様で供給しています。

◇高齢者向け賃貸住宅の供給量(2022年度末)

	戸数
高齢者向け賃貸住宅全体	15,236 戸
サービス付き高齢者向け住宅	(321 住宅) 11,574 戸
地域優良賃貸住宅等の高齢者向け賃貸住宅	2,152 戸
シルバーハウジング	1,510 戸

<高齢者の入居・居住の支援>

- 高齢者が民間の賃貸住宅に入居する際に、高齢であることを理由に入居が敬遠される傾向にあります。このため、高齢者等であることを理由に入居を拒否しない民間の賃貸住宅の情報提供を行っています。
- 公営住宅における高齢者世帯等の優先入居を実施しています。
- 公営住宅において介護サービス等の拠点となる福祉施設等の誘致を進めています。

基本方針

<既存住宅のバリアフリー化>

- 愛知県高齢者居住安定確保計画等に基づき高齢者等が暮らしやすい居住環境の整備を推進するため、既存の持ち家、民間賃貸住宅、公営住宅等のバリアフリー化の促進に努めます。

<高齢者向けの賃貸住宅の供給>

- 愛知県高齢者居住安定確保計画等に基づき、サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング等、高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進します。
- 公営住宅においては、高齢者に配慮したバリアフリー仕様の住宅の供給を行います。
- 公営住宅において、高齢者世帯等の優先入居を実施します。また、介護サービス等の拠点となる福祉施設等の誘致を進めます。

<高齢者の入居・居住の支援>

- 新たな住宅セーフティネット制度を活用し、高齢者等であることを理由に入居を拒否しない民間の賃貸住宅や入居支援、生活支援等を行う居住支援法人の情報提供を行います。

2026年度までの目標

<既存住宅のバリアフリー化>

- 既存の持ち家について、介護保険制度を活用した住宅改修や住宅リフォームに関する支援制度の情報提供などによりバリアフリー化を促進します。
- 市町村相談窓口において対応できるよう、市町村職員のための講習会等を開催し、住宅リフォームに関する情報提供等を図ります。
- 既存の民間賃貸住宅について、新たな住宅セーフティネット制度における国の補助制度について情報提供することにより、その促進に努めます。
- 既存の公営住宅のバリアフリー化の促進に努めます。

<高齢者向けの賃貸住宅の供給>

- サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング等、バリアフリー仕様の住戸に緊急通報装置や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給を促進します。
- 公営住宅においては、高齢者に配慮したバリアフリー仕様の住宅の供給を行います。

<高齢者の入居・居住の支援>

- 新たな住宅セーフティネット制度を活用し、高齢者等であることを理由に入居を拒否しない民間の賃貸住宅や入居支援、生活支援等を行う居住支援法人の情報提供を行います。
- 公営住宅において、高齢者世帯等の優先入居を引き続き実施します。また、介護サービス等の拠点となる福祉施設等の誘致を引き続き進めます。

主要施策・事業

項 目	実施 主体	現 状	2026年度 までの目標	事 業 内 容
生活支援サービス付き高齢者向け賃貸住宅	県 市町村 民間事業者等	15,236 戸 (2022 年度末累計)	約 21,000 戸 (2030 年度末累計)	サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジングなど、バリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給を目指す。

3 人にやさしい街づくり

現状・第8期計画の評価

<人にやさしい街づくりの推進に関する条例>

- 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、整備計画の届出制度により、整備基準に適合するよう必要な指導・助言を行うとともに、既存施設について適合に努めるよう指導するなど、人にやさしい街づくりの推進を図っています。

<建築物等の整備>

- 高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活を確保するため、建築物等のバリアフリー化の促進を図っています。

<教育・広報活動>

- 地域セミナーや出前講座の実施など、教育、広報活動を推進しています。
- 2014年7月に「人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習制度」を創設し、県の指定を受けた団体等により、人にやさしい街づくりアドバイザーの養成のための講習を実施しています。

<道路・公共交通機関の整備>

- 高齢者の社会参加を促す環境づくりとして、安心して免許を返納したり、運転に不安を持つ高齢者等が自家用車に依存しなくても生活できるよう、地域の実情に応じた移動手段の確保が重要です。

県では、市町村が地域の実情に応じた高齢者の移動支援体制を構築できるよう、3か年（2020～2022年度）にわたりモデル事業を実施し、その結果について、6市町の3年間の取組の内容や成果を事例集としてまとめ、県ホームページで公表しました。

- ラストマイル（最寄りの駅やバス停から、自宅等の最終目的地までの移動）等における、新型輸送サービス（オンデマンド交通、グリーンスローモビリティ、超小型モビリティ、自動運転など）の活用による地域の移動に係る課題の解決が期待されています。

- 生活関連施設を結ぶ道路において、歩行空間のバリアフリー化を推進しています。

基本方針

<人にやさしい街づくりの推進に関する条例>

- 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、すべての人があらゆる施設を円滑に利用できるよう、人にやさしい街づくりの推進に努めます。

<建築物等のバリアフリー化の促進>

- 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に施設が利用できるよう、建築物等のバリアフリー化の促進に努めます。

<人にやさしい街づくりの教育、普及・啓発>

- 人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深めるため、教育活動、広報活動の推進に努めます。
- 地域において人にやさしい街づくりを推進する人材となる、人にやさしい街づくりアドバイザーの養成を図ります。

<安心・安全、快適に移動のできる道路・公共交通機関の整備の推進>

- 引き続き生活関連施設を結ぶ道路において、歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者の移動手段の確保に向けた取組を推進します。
- 地域の実情に即した新型輸送サービスの活用に向けた取組を進めます。

2026年度までの目標

<人にやさしい街づくりの推進に関する条例>

- 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、整備計画の届出制度により、整備基準に適合するよう必要な指導・助言を行うとともに、既存施設について適合に努めるよう指導するなど、人にやさしい街づくりの推進を図ります。

<建築物等のバリアフリー化の促進>

- 高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活を確保するため、建築物等のバリアフリー化の促進を図ります。

<人にやさしい街づくりの教育、普及・啓発>

- 人にやさしい街づくりの普及・啓発、教育活動、広報活動を推進します。
- 「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」の普及・啓発を図ります。
- 「人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習制度」により県の指定を受けた団体等が講習を実施し、人にやさしい街づくりアドバイザーの養成を図ります。

<安心・安全、快適に移動のできる道路・公共交通機関の整備の推進>

- 段差のない歩道や幅の広い歩道等の整備を行い、すべての人にとって、安心して安全な生活ができるよう、バリアフリーの歩行空間を整備します。
- 広域的・幹線的なバス路線の運行に要する経費の補助や、三河山間地域における市町村営バス等の運行に要する経費の補助など、地域公共交通の維持・確保に向けた支援を行います。
- 新たな移動手段として活用が期待される新型輸送サービスの実装に向けた実証実験や自動運転の社会実装に向けた取組を推進します。

主要施策・事業

項 目	実施 主体	現 状	2026年度 までの目標	事 業 内 容
「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の基準に適合する施設の増進	事業者	適合施設 40,124件 (2022年度末累計)	適合施設 43,700件 (2026年度末累計)	すべての人が円滑に利用できる施設が増えるよう、指導・助言を行い、条例の整備基準への適合を促進する。

4 安心して生活できる環境の整備

現状・第8期計画の評価

<高齢者の交通安全対策>

- 交通安全県民運動では、「高齢者の交通事故防止」を運動重点の一つに掲げ、家庭・地域・職場ぐるみの交通安全運動の推進、交通安全教育の実施等を通じて、高齢者自身が交通安全ルールを守り、安全な行動をとるとともに、周囲にも高齢者を保護する意識が醸成されるよう広報・啓発活動を進めています。
- 交通事故死者の約半数を占める高齢者の交通事故抑止を図るため、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室等を行い、高齢者自身に身体機能の変化を理解してもらうとともに交通安全思想の普及を図っています。

<高齢者の消費者被害の対策>

- 消費者被害が複雑化・多様化するとともに、高齢者等の消費者被害が深刻化していることから、市町村と連携し、消費者問題解決力の高い地域づくりを推進しています。市町村に対して、消費者安全確保地域協議会（高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワーク）の構築の働きかけを行い、第8期計画の目標である人口カバー率 85%以上を達成しました。また、消費生活相談員の資質向上のための実践的な研修を実施しています。
- 消費者トラブルや特殊詐欺被害に巻き込まれる高齢者が後を絶たないため、被害の未然防止・拡大防止に向けて、様々な広報媒体を活用した高齢者に対する啓発活動、消費生活相談や悪質な事業者に対する指導を行っています。

<高齢者に対する災害への備え>

- 南海トラフ地震等の大規模災害に備え作成している愛知県地域防災計画について、毎年検討を加え、必要な見直しを行っています。
- 市町村では、高齢者など災害時に自ら避難することが難しく、支援が必要な方（避難行動要支援者）の把握に努めています。
- 災害時要配慮者支援を迅速かつ適切に行うには、支援が必要な方を日頃から積極的に把握し、日常的な見守り活動や助け合い活動を進めることが有効であることから、こうした地域における支え合いを推進するための市町村地域福祉計画に、避難行動要支援者の把握・情報共有・安否確認方法等を盛り込むことが重要となっています。
- また、市町村では、災害時に高齢者、障害者、乳幼児など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方たちに対する福祉避難所を確保しています。（54市町村、1,143か所（2023年10月31日現在））
- 本県では、市町村において災害時における要配慮者支援に取り組む際に留意する事項等をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（2022年度改訂）を示し、取組を促しています。

基本方針

<高齢者の交通安全対策の推進>

- 交通安全県民運動を中心に、高齢者に対し、交通ルールを守り、安全な行動をとることを呼びかけるとともに、地域住民にも高齢者を保護する意識が醸成されるよう広報・啓発活動を進めます。

<高齢者の消費者被害の対策の推進>

- 市町村と連携し、地域が一体となって消費生活相談を行うことにより、高齢者等の消費者被害の救済・未然防止に努めます。
- 高齢者に対して、よりきめ細やかな情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図ります。
- 悪質な事業者に対して厳正な処分を行うとともに、法律や条例に抵触する疑いのある段階で迅速に事業者指導を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- 高齢者が特殊詐欺などの悪質な詐欺被害に遭わないよう、情報提供と広報啓発を行い、被害の未然防止を図ります。

<高齢者に対する災害への備え>

- 災害発生時に市町村、県保健所等から情報収集し、要配慮者に係る広域調整・市町村支援を行います。
- 高齢者や障害者などの避難行動要支援者への支援や、避難生活における要配慮者支援の取組を推進します。
- 避難生活の長期化に伴い懸念される、災害関連死の原因の一つである誤嚥性肺炎を防ぐため、高齢者に対する口腔ケアの重要性について広く啓発に努めます。
- 市町村において、避難行動要支援者の把握や安否情報・避難誘導體制の整備、個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や協定の締結が進むように、働きかけます。

2026年度までの目標

<高齢者の交通安全対策の推進>

- 第12次愛知県交通安全計画を作成し、交通事故死者数の更なる減少を図るためには、年間の交通事故死者数の約半数を占める高齢者の事故死者数を減少させることが挙げられます。
このため、高齢者が多く集まる場所において、反射材の着用促進活動を実施するとともに、認知症対策の強化が図られた改正道路交通法及び運転免許証の自主返納制度の周知に努めます。
また、高齢者を対象とした参加体験型の交通安全教室等を通して交通安全思想の普及を図ります。

<高齢者の消費者被害の対策の推進>

- 市町村の消費者安全確保地域協議会（高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワーク）の活動の拡充を図ります。また、研修などにより消費生活相談員の資質の向上を図ります。
- 消費生活情報「あいち暮らしっく」等を利用して、高齢者にわかりやすく親しみやすい消費生活情報の提供を行います。
- あいち消費者市民講座を開催し、消費者被害の未然防止を図ります。
- 国、警察等関係機関と随時情報交換を行うなど連携を強化し、悪質事業者への厳正な処分と機動的な指導を継続して実施します。
- 高齢者の集まる場所での啓発など、民間団体や金融機関等と連携しながら、あらゆる機会を捉えて特殊詐欺などの高齢者が被害者となる犯罪に関する情報提供、啓発活動を行います。

<高齢者に対する災害への備え>

- 市町村では、高齢者など災害時に自ら避難することが難しく、支援が必要な方（避難行動要支援者）の把握に努めます。
- 災害時に、高齢者、障害者、乳幼児など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方たちに対する福祉避難所の確保に努めます。
- 市町村において災害時における要配慮者支援に取り組む際に留意する事項等をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（2022 年度改訂）を示し、取組を促します。
- 市町村において、避難行動要支援者の把握や安否情報・避難誘導體制の整備、個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や協定の締結が進むように、働きかけます。

項 目	実施主体	事 業 内 容
交通安全県民運動の推進	県 愛知県交通安全推進協議会	春・夏・秋・年末にポスター・チラシの作成等により交通安全思想の普及を図る。